

栃木県建設リサイクル推進計画2012

平成24年4月

栃木県建設副産物対策協議会

目次

第1 基本的考え方

1. 計画の背景と目的 1
2. 計画の対象等 3
3. 計画のフォローアップ 5

第2 具体的施策の概要

1. 建設リサイクル推進にあたっての課題 6
2. 個別課題に対する取り組み 6
3. 計画の重点項目 8

<参考資料>

1. 建設リサイクル実態調査結果 9
2. 関連資料 14

第 1 基本的考え方

1. 計画の背景と目的

(1) 背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」を構築していくことが必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

さらに、平成14年5月には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）が全面施行されており、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化が義務付けられた。栃木県においては、建設リサイクル法第4条に基づく指針を定めると共に、「建設リサイクル推進計画2002」（以下、前計画）を策定し、建設リサイクルに取り組んできた。

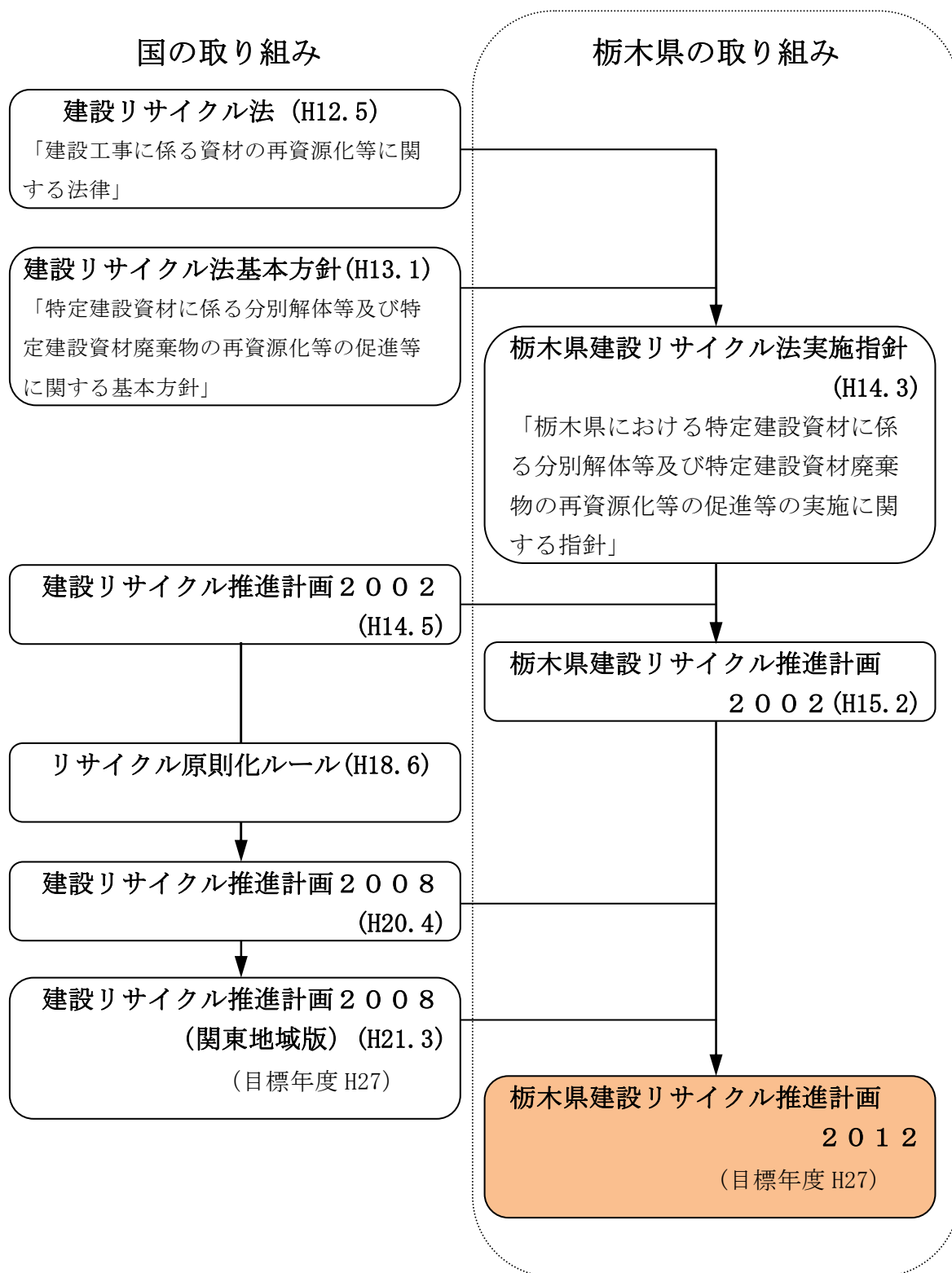
その結果、公共工事の特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、本県における建設廃棄物全体の再資源化等率は平成22年度には99.1%まで上昇した。

しかし、建設廃棄物の中には依然として再資源化率が低い品目が残っているだけでなく、3Rの第一に掲げられる発生抑制の取り組みは緒に就いたばかりである。さらに、不法投棄の問題として、産業廃棄物の不法投棄量約20万tのうち約9割（平成19年度：全国）を建設廃棄物が占めており、適正処理の更なる推進が求められている。

(2) 目的

国土交通省における建設リサイクルの推進の基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル2008」、および関東地域における目標値や行動計画を加えた「建設リサイクル推進計画（関東地域版）」を踏まえると共に、前計画で策定した平成22年度目標値の達成状況を考慮し、栃木県における新たな目標値を設定した推進計画として、この「栃木県建設リサイクル推進計画2012」を策定した。

栃木県における建設リサイクル推進施策の経緯



2. 計画の対象等

(1) 実施主体と対象工事

計画の実施主体は、栃木県建設副産物対策協議会及び同地区連絡会議の構成員並びに構成傘下の各組織とし、その対象は本計画の実施主体が行う建設工事とする。

また、本計画の実施主体以外が行う建設工事についても、栃木県建設副産物対策協議会の活動を通じて「理解と参画」を得て、県内における建設工事全体で建設リサイクルが推進されるよう努力するものとする。

(2) 対象とする期間

この行動計画は、平成24年度から27年度の4か年を対象とする。

(3) 対象とする建設副産物

この計画は、原則として全ての建設副産物を対象とし、そのうち建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を重点対象とする。なお、このうち、コンクリート塊、建設発生木材（伐採木、リース材である型枠を除く）、アスファルト・コンクリート塊は、建設リサイクル法における特定建設資材廃棄物である。

(4) 目標値

前計画で策定した平成22年度目標値の達成状況を考慮し、平成27年度目標値を新たに設定する。

①建設副産物の再資源率、再資源化等率

《コンクリート塊》

- 平成22年度実績値は99.3%であり、推進計画2002の目標値である「95%以上」を達成しており、今後とも高い再資源化率の維持を目指すこととする。

《アスファルト・コンクリート塊》

- 平成22年度実績値は99.7%であり、推進計画2002の目標値である「95%」を達成しており、今後とも高い再資源化率の維持を目指すこととする。

《建設発生木材》

- 再資源化・縮減率の平成22年度実績値は92.8%であり、推進計画2002の目標値である「95%」を達成できなかった。建設発生木材については、

建設リサイクル法の特定建設資材が含まれる（伐木、除根材を除く）ことから、引き続き再資源化を推進することとし、再資源化・縮減率の新たな目標を定めると共に、リサイクルの質を高める観点から、再資源化率についても目標値を設けることとする。

《建設汚泥》

- ・ 平成22年度実績値は94.4%であり、推進計画2002の目標値である「75%」を達成しており、今後とも高い再資源化率の維持を目指すこととする。

《建設混合廃棄物》

- ・ 建設混合廃棄物の平成22年度排出量は、1,912tであり、推進計画2002の目標値「1,600t」を達成できなかった。建設混合副産物については、建設リサイクル法等による分別解体等の徹底の効果として排出量の削減については引き続き努力することとするが、年度による工事量、内容により排出量のばらつきが大きいことから、目標値は設定せず実態把握を行うこととする。

②建設発生土の有効利用率、再利用率

- ・ 平成22年度実績値は90.4%であり、推進計画2002の目標値を達成しており、今後とも再資源化率の向上を目指すこととする。

なお、建設発生土の有効利用率については国の推進計画に合わせ、「推進計画2002」では評価対象外としていた「盛土等で利用する土砂について全て自工事内で発生する土砂を用いる工事（＝現場外からの土砂の搬入を一切行っていない工事：現場内完結利用工事）」を含めることとする。

本計画の目標値

対象品目		平成22年度 実績	平成22年度 目標 (前計画)	平成27年度 目標
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	99.1%	90%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3%	95%	99%以上
アスファルト・コンクリート塊		99.7%	95%	99%以上
建設発生木材		-	-	81%
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.8%	95%	96%以上
建設汚泥		94.4%	75%	95%以上
建設混合廃棄物	排出量	1,912t	1,600t	実態把握
建設発生土	有効利用率	90.4%	90%	92%

注:各品目の目標値は次のとおり

<再資源化率>

- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊： $(再使用量 + 再生利用量) / 排出量$
- ・建設発生木材： $(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量) / 排出量$

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材： $(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量 + 焼却による減量化量) / 排出量$
- ・建設汚泥： $(再使用量 + 再生利用量 + 脱水等の減量化量) / 排出量$

<有効利用率>

- ・建設発生土： $(土砂)利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量 / 土砂利用量$

ただし、利用量には現場完結利用を含む現場内利用量を含む。

3. 計画のフォローアップ

(1) 実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況は、「栃木県建設副産物対策連絡協議会」においてフォローアップする。

フォローアップに当たっては、毎年、建設副産物実態調査を実施し、本計画における達成状況を評価する。

(2) 計画の見直し

本計画はフォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 具体的施策の概要

1. 建設リサイクル推進にあたっての課題

(1) 発生抑制について

これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心であった。しかし、高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても建て替え時期を迎えているものもある。また一方で、新築・新設の際に、施工性や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。このような状況を踏まえ、今後は「発生抑制」という上流段階での取り組みについて一層強化していく必要がある。

(2) 現場分別について

分別解体や現場分別については、意識の低さから取り組みが十分でない場合や、非飛散性アスベスト含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。今後も引き続き分別解体の徹底し再資源化を推進するとともに、残存物品・付着物の事前調査を行い、有害物質の適正な処理を徹底する。

(3) 再資源化・縮減について

建設廃棄物の再資源化・縮減率は現状で99%に達しており、量的にみれば建設産業におけるリサイクルへの取り組みは一定の成果をあげているといえる。今後は、従来からある再資源化・縮減率の向上といった「リサイクルの量」の観点に加えて、再リサイクル、リサイクル用途の拡大といった「リサイクルの質」の観点に関する取り組みを強化していくべきである。

2. 個別課題に対する取り組み

(1) 搬出抑制の徹底を図る

建設リサイクル推進対策の基本は、副産物を発生しないことにある。栃木県及び市町村発注工事においては、計画設計段階から建設副産物を発生させない工事計画や場外搬出量を抑制する工法の採用等により搬出抑制を徹底することを建設リサイクル推進対策の前提条件とする。

既存の構造物や建築物について、適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで、廃棄物の発生抑制を促進する。

(2) 分別解体の徹底を図る

建設リサイクル法及び県の指針に基づき、対象建設工事について分別解体を徹底し、再資源化を促進する。

十分な事前調査を行い、アスベスト含有建材やCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材等他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の混入を防ぐ。

(3) 再資源化・縮減の徹底を図る

①建設発生土の利用促進のため、土砂利用型工事では建設発生土利用を原則とする。

建設発生土の搬出量は、土砂利用型工事での土砂利用総量(購入土と建設発生土の合計)を上回る。建設発生土のリサイクルを進めるためには、土砂利用型工事で購入土の使用を極力抑制し原則として建設発生土を利用することが不可欠である。

利用調整のための工事施工予定情報については、(財)日本建設情報センター(JACIC)が運営している「建設発生土情報交換システム」を活用し、工事間流用の徹底を図る。

②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の全量をリサイクルする。

公共工事においては、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の搬出量の全量を再資源化施設へ搬出するとともに、その量に見合う再生砕石、再生アスファルト合材、再生砂といった再生材を利用することを基本とする。

また、民間工事においても、公共工事に準じた対応に努める。

③建設発生木材の再資源化施設又は焼却施設への搬出を徹底する。加えて木質系の再生建設資材の利用を促進する。

公共工事においては、建設発生木材を可能な限り再資源化施設へ搬出するものとする。再資源化施設への搬出が困難で焼却施設に搬出する場合でも、サーマルリサイクル(熱回収)施設を優先するものとする。

また、公共工事では、木質系の再生建設資材を積極的に利用するものとする。

④建設汚泥、建設混合廃棄物の適正処理を図る。

建設汚泥については、現場内利用の推進や発生抑制型工法の積極的採用等により搬出抑制を徹底するとともに、利用用途に応じた品質基準に適合するよう改良する条件のもとで、「自ら利用」「個別指定制度」「有償売却」を活用した他工事での再利用を積極的に推進する。

建設混合廃棄物については、現場内での選別徹底による搬出抑制とともに可能な限り再資源化施設へ搬出することとする。

3. 計画の重点項目

(1) 公共工事発注者としての責務の徹底

公共工事は、膨大な量の建設副産物の発生元でありかつ建設資材の受入先でもある。廃棄物等の処分が大きな社会問題となっている中、公共工事発注者が、建設副産物の発生の抑制や再利用の拡大に積極的に取り組むことは責務である。

(2) 公共工事における先導的かつ率先的な建設リサイクルの推進

公共工事発注者としての責務を果たすとともに、民間工事での建設リサイクルを先導する観点及び民間工事に対して率先して範を示す観点から、公共工事において建設リサイクルを徹底する。すなわち、公共工事においては、処分量をゼロにするゼロ・エミッションを目指すものとする。

さらに、公共工事のゼロ・エミッションに加えて、建設資材については品質を確保することを基本として再生建設資材を最大限に活用するものとする。

(3) 建設リサイクル法に基づく民間建築における建設リサイクルの推進

民間建築工事から排出される建設混合廃棄物や建設発生木材は、リサイクル率が低迷しており、今後も相当量の建築ストックが廃棄物として排出されることが見込まれている。このため、建設リサイクル法の対象建設工事については、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊を再資源化等施設へ搬出する義務の履行を徹底するとともに、対象建設工事以外の工事についても同様な措置に努めるものとする。

さらに、新築工事及びリフォーム工事では、可能なかぎり再生建設資材の活用に努めるものとする。また、廃棄物の発生量を抑制するため、新築時の建築物の長寿命化、改修による既存ストックの有効活用等を進めるものとする。

【建設副産物対策に関する参考資料】

1. 建設リサイクル実態調査

H17～H22年度栃木県建設副産物実態調査集計結果（表1）

平成17年度全国調査（センサス）結果（表2・表3）

平成20年度全国調査（センサス）結果（表4・表5）

栃木県建設副産物実態調査要領

H17年度～H22年度栃木県建設副産物実態調査集計結果(表1)

区分	建設副産物種類	単位	発注機関	年度							
				H17 実態	H18 実態	H19 実態	H20 実態	H21 実態	H22 実態	H17 目標	H22 目標
(1)建設資材の利用について	建設発生土 ^{注1}	%	県	65.8	94.0	84.0	80.2	91.0	89.1	80	90
			市町村	80.3	48.3	90.1	85.7	91.9	94.2		
(2)建設副産物の搬出・発生について	建設廃棄物	%	県	97.6	99.5	99.0	98.2	98.1	98.4	89	90
			市町村	98.3	99.4	97.1	99.5	98.6	99.3		
	コンクリート塊	%	県	99.9	99.8	99.8	97.1	97.1	99.3	95以上	95以上
			市町村	99.9	99.9	97.1	99.9	96.0	99.3		
	アスファルト・コンクリート	%	県	99.9	99.9	99.8	100.0	99.2	99.5	95以上	95以上
			市町村	99.9	99.9	98.8	100.0	99.9	99.8		
	建設発生木材 ^{注2}	%	県	97.0	96.6	84.6	89.4	90.5	93.1	95	95
			市町村	96.4	96.6	92.0	96.6	92.1	92.0		
	建設汚泥	%	県	85.7	86.8	97.0	81.3	94.9	95.0	60	75
			市町村	87.8	87.4	98.6	90.7	88.7	90.5		
	建設混合廃棄物	トン	県	4,855	314	1,624	325	260	980	2,399 ^{注3}	1,600 ^{注4}
			市町村	448	287	1,203	259	502	932		

注1. 建設発生土は、利用土砂量に対する建設発生土の利用量の比率で現場内利用量を含む

注2. 建設発生木材は、場外搬出量に対する再資源化・縮減量の比率

注3. 建設混合廃棄物のH17の目標：H12搬出量の25%削減

注4. 建設混合廃棄物のH22の目標：H12搬出量の50%削減

平成17年度全国調査(センサス)結果

栃木県 建設副産物等の発生量状況(表2)

工事発注主体 種類		公共土木					民間 土木	建築			計	参考 関東計
		国	公団・ 事業団	県	市町村	小計		新築・ 増改築	解体	小計		
建設副産物 排出量	アスファルト・コンクリート塊	53.6	12.0	143.4	249.9	458.8	31.3	16.9	6.4	24.2	514.3	7,786.6
	コンクリート塊	16.2	11.3	105.8	90.1	223.4	27.4	36.2	115.0	151.7	402.5	7,883.6
	建設発生木材	0.2	1.3	8.3	4.5	14.3	1.7	19.8	24.4	44.2	60.2	1,174.1
	建設汚泥	0.5	3.2	3.9	10.2	17.8	2.2	4.8	0.0	4.8	24.8	4,567.2
	建設混合廃棄物	0.1	0.1	0.2	0.3	0.8	1.1	12.5	3.8	16.2	18.1	916.5
	その他	0.5	0.5	2.7	2.1	5.7	2.6	30.6	23.2	54.0	62.4	1,453.5
	計 (千t)	71.0	28.4	264.2	357.1	720.8	66.3	120.5	172.8	295.1	1,082.3	23,781.4
	建設発生土(千m ³)	186.6	54.1	1,475.8	1,368.5	3,085.1	117.9	259.7	3.4	263.6	3,466.6	38,708.7
搬入土砂利用量(千m ³)		51.2	58.3	593.4	262.7	965.8	61.0	32.2	0.5	32.9	1,059.6	18,182.0

注1: 現場内利用を含まない。

栃木県 建設副産物等のリサイクル状況(表3)

(%)

工事発注主体 種類		公共土木					民間 土木	建築			計	参考 関東計
		国	公団・ 事業団	県	市町村	小計		新築・ 増改築	解体	小計		
建設副産物 排出量	アスファルト・コンクリート塊	99.9	99.1	99.9	99.9	99.9	99.4	92.6	99.9	94.8	99.6	99.0
	コンクリート塊	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.7	99.9	99.9	99.9	98.7
	建設発生木材	85.5	49.5	62.5	71.1	66.3	46.1	79.7	66.7	72.4	69.8	68.9
		96.4	94.9	96.7	96.2	92.7	95.4	95.5	96.2	95.9	96.0	93.4
	建設汚泥	97.2	87.5	91.6	87.5	88.7	87.8	88.3	88.8	88.3	88.5	74.8
	建設混合廃棄物	50.2	56.3	67.1	67.4	63.4	63.2	54.7	59.2	55.8	56.6	41.8
	その他	72.6	85.5	81.4	72.4	77.6	89.3	85.1	86.2	85.6	85.0	86.8
	計	99.6	97.5	99.5	99.3	99.3	98.1	89.3	96.7	93.6	97.7	91.0
建設発生土	9.2	6.8	4.6	28.4	15.4	2.2	15.4	5.9	15.5	15.0	20.2	
利用土砂の建設発生土利用率		79.5	86.3	79.0	85.7	82.2	60.9	80.3	17.3	80.1	81.5	83.6

注1: 建設廃棄物の値は、再利用・縮減化率を表わす。

ただし、建設発生木材は上段が再資源化施設での再利用・縮減化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。

注2: 建設発生土は、場外搬出量に対する他工事への搬出量の値。

注3: 利用土砂の建設発生土利用率の値は、利用土砂(100%完結工事含む)の建設発生土利用率

平成20年度全国調査(センサス)結果

栃木県 建設副産物等の発生量状況(表4)

種類	工事発注主体	公共土木					民間 土木	建築		小計	計	参考 関東計	
		国	公団・ 事業団	県	市町村	小計		新築・ 増改築	解体				
建設副産物 排出量	建設発生物	アスファルト・コンクリート塊	28.9	0.4	87.0	95.9	212.2	37.0	12.2	3.1	15.4	264.7	5,180.8
	コンクリート塊	21.8	3.2	67.6	45.2	137.8	57.1	96.5	201.3	298.0	493.0	8,154.9	
	建設発生木材	0.9	0.5	5.0	1.8	8.2	4.7	12.6	13.8	26.5	39.4	1,153.3	
	建設汚泥	0.1	1.7	1.4	5.1	8.3	12.5	12.0	0.0	12.1	32.9	2,190.2	
	建設混合廃棄物	0.0	0.2	0.1	0.3	0.6	1.6	24.6	6.1	30.9	33.1	1,003.5	
	その他	0.1	0.2	0.4	0.5	1.2	1.7	18.6	9.1	27.9	30.8	483.4	
	計 (千t)	51.7	6.2	161.5	148.9	368.4	114.6	176.6	233.3	410.9	893.8	18,166.0	
	建設発生土(千m ³)	110.8	20.5	695.8	653.8	1,481.0	212.6	289.3	0.0	289.3	1,983.4	31,755.0	
搬入土砂利用量(千m ³)	147.2	10.6	424.4	166.9	749.3	125.4	18.6	0.0	18.6	893.8	13,138.1		

注1: 現場内利用を含まない。

栃木県 建設副産物等のリサイクル状況(表5)

種類	工事発注主体	公共土木					民間 土木	建築		小計	計	参考 関東計	
		国	公団・ 事業団	県	市町村	小計		新築・ 増改築	解体				
建設副産物 排出量	建設発生物	アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	73.2	94.6	99.7	98.5
	コンクリート塊	99.9	97.6	97.1	99.9	98.5	96.3	99.4	99.9	99.7	99.0	97.3	
	建設発生木材	98.1	89.0	72.2	76.6	77.0	68.9	37.8	52.2	45.2	54.6	79.1	
	建設汚泥	98.4	98.1	89.4	96.6	92.6	78.9	47.1	68.2	57.9	67.7	89.5	
	建設混合廃棄物	99.7	83.6	81.2	90.7	87.8	96.3	99.2	-	99.2	95.2	79.4	
	その他	-	70.9	61.5	71.3	69.1	66.2	54.0	59.4	54.8	55.5	52.8	
	計	91.7	89.6	95.0	93.6	93.3	81.5	92.1	97.2	93.8	93.1	94.0	
	建設発生土	99.9	92.9	98.2	99.5	98.9	96.1	88.6	96.5	93.0	95.8	93.1	
利用土砂の建設発生土利用率	20.4	55.6	31.0	18.6	25.1	36.9	16.7	-	16.7	25.1	19.7		
利用土砂の建設発生土利用率	90.5	93.7	80.2	85.7	84.1	68.9	93.5	-	93.5	83.3	82.1		

注1: 建設廃棄物の値は、再利用・縮減化率を表わす。

ただし、建設発生木材は上段が再資源化施設での再利用・縮減化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。

注2: 建設発生土は、場外搬出量に対する他工事への搬出量の値。

注3: 利用土砂の建設発生土利用率の値は、利用土砂(100%完結工事含む)の建設発生土利用率

栃木県建設副産物実態調査要領

1. 適用範囲

この要領は、栃木県及びその外郭団体、栃木県内市町村及びその外郭団体が実施する建設工事に係る建設副産物実態調査の実施に伴う調査について定めるものである。

2. 調査対象工事

栃木県及びその外郭団体、栃木県内市町村及びその外郭団体の発注工事のうち、最終工事契約金額が100万円以上の工事とする。

3. 調査対象期間

平成10年10月1日以降に完成する工事とする。

4. 建設副産物実態調査票（以下「調査票」という。）提出様式

調査票は、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS 入力システム-」（以下、「CREDAS 入力システム」という）により作成し、電子データにて提出する。

5. 調査票の作成者

元請け施工会社が作成する。

6. 調査票の作成依頼

工事担当者は調査対象工事の発注にあたり、資料一式を元請け施工会社に配布し、特記仕様書において調査票の提出を明記する。

7. 調査票のチェック

工事担当者は、元請け施工会社から提出された調査票について以下の手順で内容及び回収状況のチェックを行い、必要に応じて修正、督促を行なうこととする。

- ①工事担当者は、元請け施工会社から調査票が提出された時点で、記載内容に間違いがないか、記入漏れがないか等のチェックを行なう。
- ②工事担当者は調査対象になっている工事で提出もれがないかチェックし、必要に応じて元請け施工会社に督促を行なう。

8. 調査票の回収及び提出

①栃木県及びその外郭団体の発注工事

発注機関単位で工事完成後に提出された調査票（電子データ）をまとめ、月毎（提出に該当する月の翌月15日まで）に電子メールで栃木県県土整備部技術管理課に調査票のデータを送信する。

なお、提出にあたり、本庁契約工事（事務所から進達された工事を除く）の場合は本庁各課が取りまとめ、所長委任工事及び事務所で起工した本庁契約工事の場合は出先事務所が取りまとめるものとする。

②栃木県内市町村及びその外郭団体の発注工事

各市町村単位で工事完了後に提出された調査票（電子データ）をまとめ、四半期毎（提出に該当する月の翌月15日まで）に電子メールで栃木県県土整備部技術管理課に調査票のデータを送信する。

附 則

本要領は、平成10年10月1日から適用する。

本要領は、平成11年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成14年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成17年10月1日から改正適用する。

本要領は、平成19年4月1日から改正適用する。

【建設副産物対策に関する参考資料】

2. 関連資料

建設副産物の定義

事業執行の各段階における実施事項（工事発注者）

建設発生土

リサイクル原則化ルール（平成 18 年 6 月 12 日国官技第 47 号）

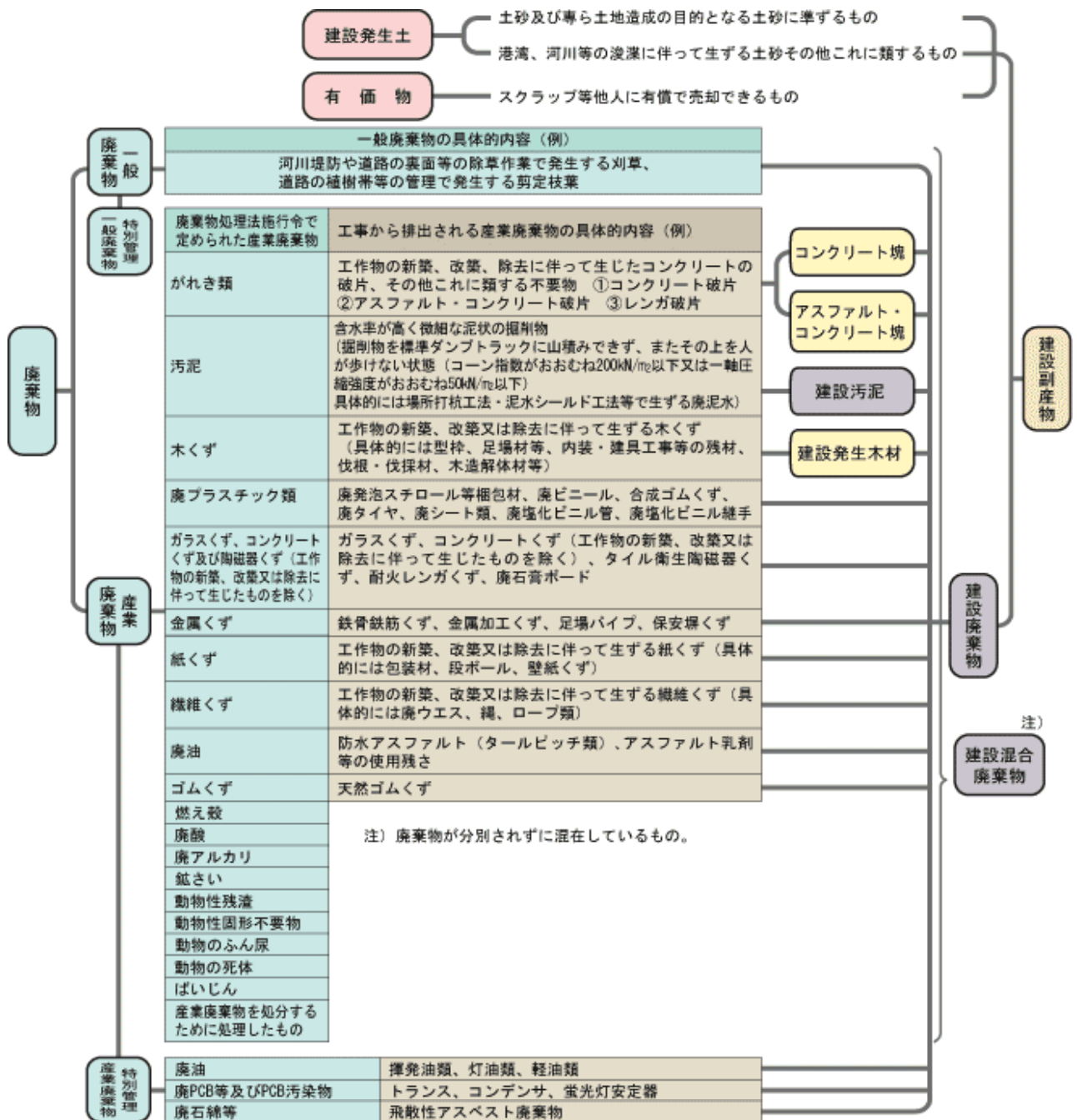
建設副産物の定義

1. 1 建設副産物の定義

1. 1. 1 建設副産物の定義

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。再生資源とは、副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるものです。建設発生土は再生資源であり、廃棄物ではありません。

建設副産物の具体的な種類を示すと図1. 1. 1のとおりである。



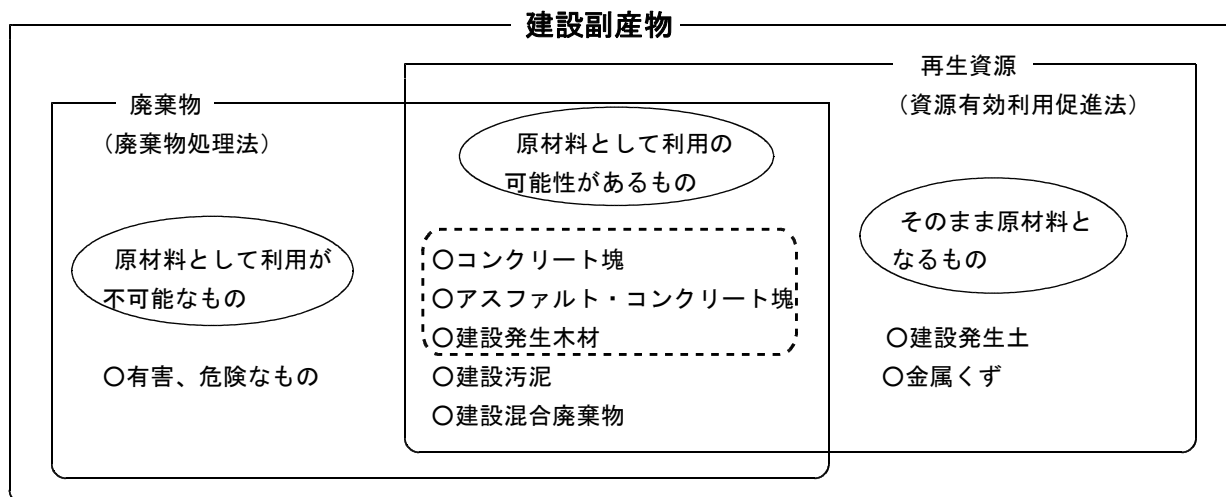
参照：国土交通省のリサイクルホームページ 建設副産物の定義

1. 1. 2 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係を、図1. 1. 2に示す。

なお、図のように重複する部分については、「資源有効利用促進法」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）両法の適用を受ける。また、その中で「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の適用を受ける部分がある。

図1. 1. 2 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



---: 建設リサイクル法により、再資源化等が義務付けられたもの

1. 1. 3 指定副産物

指定副産物とは、資源有効利用促進法の中で、副産物のうち「その全部又は、一部を再生資源として利用することを促進することが、当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種（特定業種）ごとに政令で定めるもの」としている。

建設業では、
 土砂（建設発生土）
 コンクリート塊、
 アスファルト・コンクリート塊
 木材（建設発生木材）

が指定副産物となっている。

1. 1. 4 特定建設資材及び特定建設資材廃棄物

特定建設資材とは、建設リサイクル法の中で「建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるもの」としており、

コンクリート
 コンクリートと鉄から成る建設資材
 木材
 アスファルト・コンクリート

が定められている。

特定建設資材廃棄物とは、同法の中で特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

事業執行の各段階における実施事項（工事発注者）

1. 1 計画設計段階

次の事項を検討し計画・設計段階からリサイクルに取り組む。

- ・建設副産物を発生しない工法の採用及び再生資材の利用
- ・建設副産物の発生量を抑制する工法の採用
- ・発生した建設産物を現場内で利用する工法・工夫の採用

なお、設計業務委託の際にはこれらの検討結果をとりまとめ「リサイクル計画書（設計段階）」を作成することとなっている。

1. 2 積算段階

積算段階においては、「リサイクル原則化ルール」に準じて建設副産物のリサイクル（工事間利用、再資源化施設への搬出）及び再生資材の利用を行うこととし、「建設副産物処理基準(案)」（栃木県）に基づき適正な経費を積算する。

1. 3 発注段階

工事発注に際しては、施工条件を設計図書に明示し、工事の円滑な執行を図る。

- ・建設副産物の搬出（場所、距離、受け入れ条件等）
- ・再生資材の利用
- ・提出を求めるリサイクル・適正処理に関する計画及び実績に関する書類

また、明示された条件に変更が生じた場合は、適切に対応するものとする。

1. 4 施工段階

施工計画の打ち合わせに際して、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設副産物処理承認申請書」（建設廃棄物処理委託契約書写を含む）によりリサイクル及び適正処理計画を確認・指導する。

1. 5 完了段階

工事の完了検査に際しては、建設副産物のリサイクル及び適正処理を次により確認する。

①建設副産物の再資源化の状況

特記仕様書にて監督職員への提出を指示した「建設副産物処理調書」「再生資源利用促進実施書」により、建設副産物のリサイクル実績を確認する。

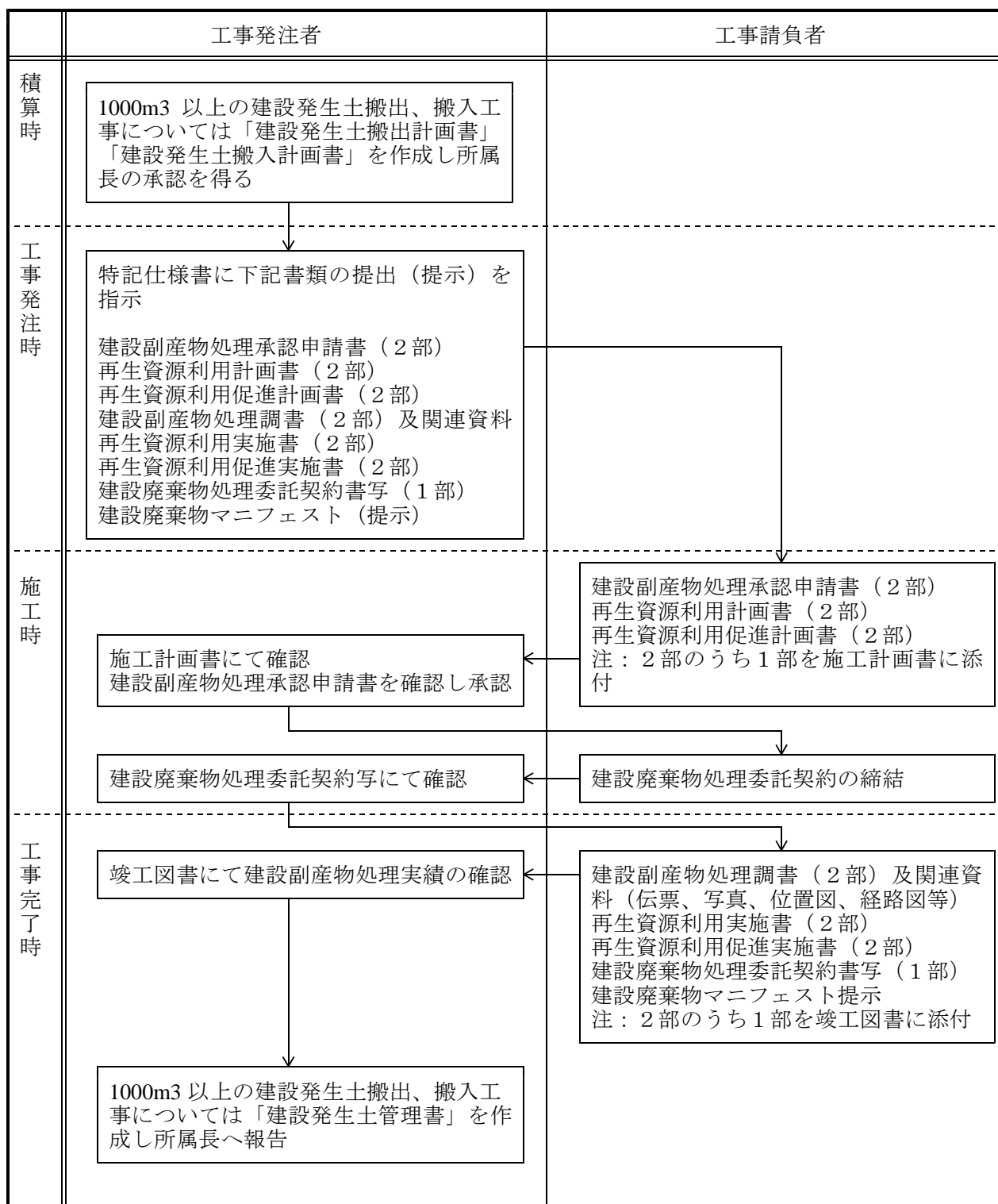
②再生資材の使用状況

特記仕様書にて監督職員への提出を指示した「再生資源利用実施書」により、再生資材の利用実績を確認する。

③建設廃棄物処理の確認

建設廃棄物の処理は、「建設副産物処理調書」を請負業者が作成し監督員に提出するとともに、実際に処分したことを証明する資料（伝票、写真等）の提出を求め確認する。また、請負業者が交付・回収した manifests の提示を求め確認する。

建設副産物処理に関わる書類の流れ

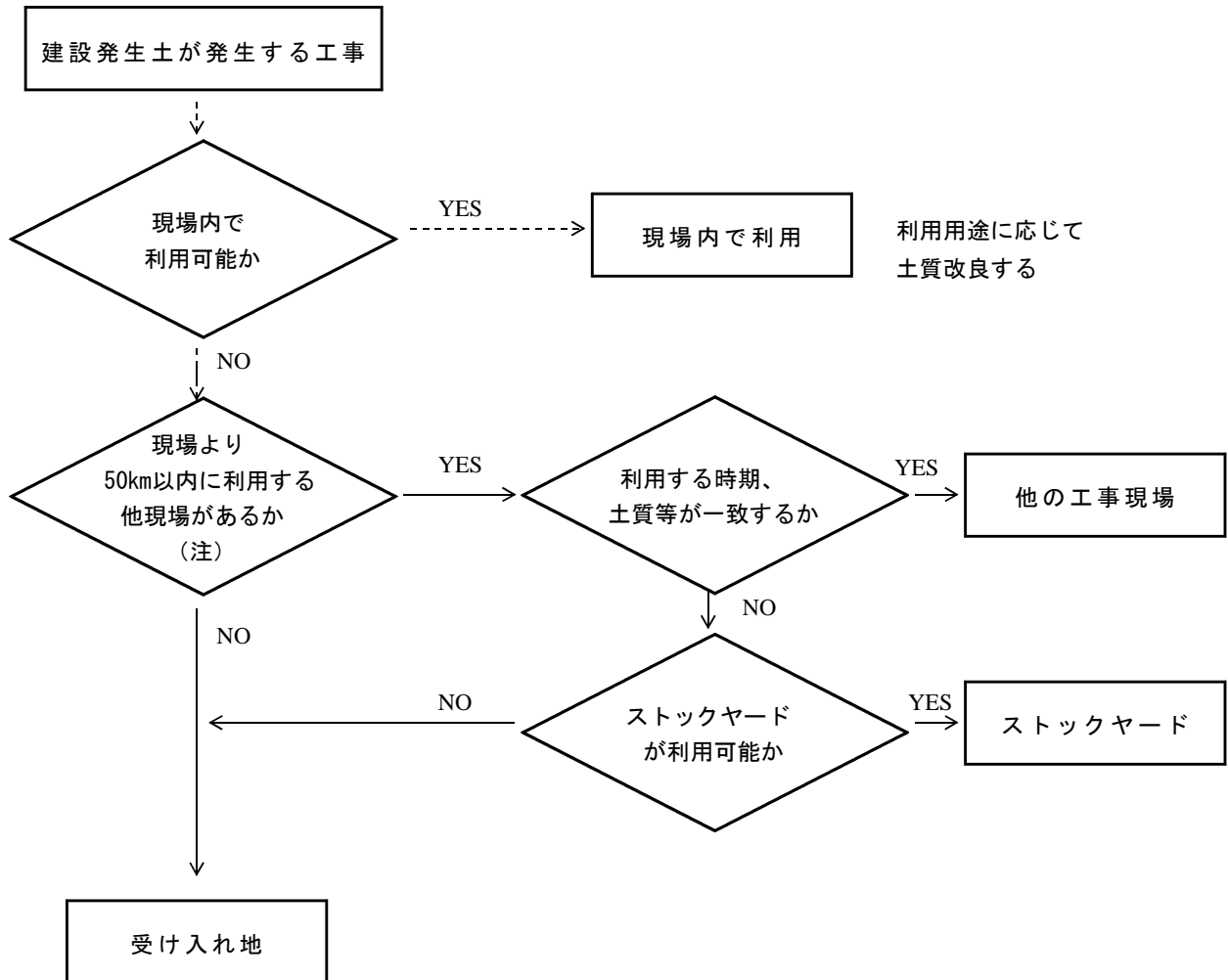


建設発生土

1. 1 発生抑制・リサイクルフロー

(1) 建設発生土を搬出する場合

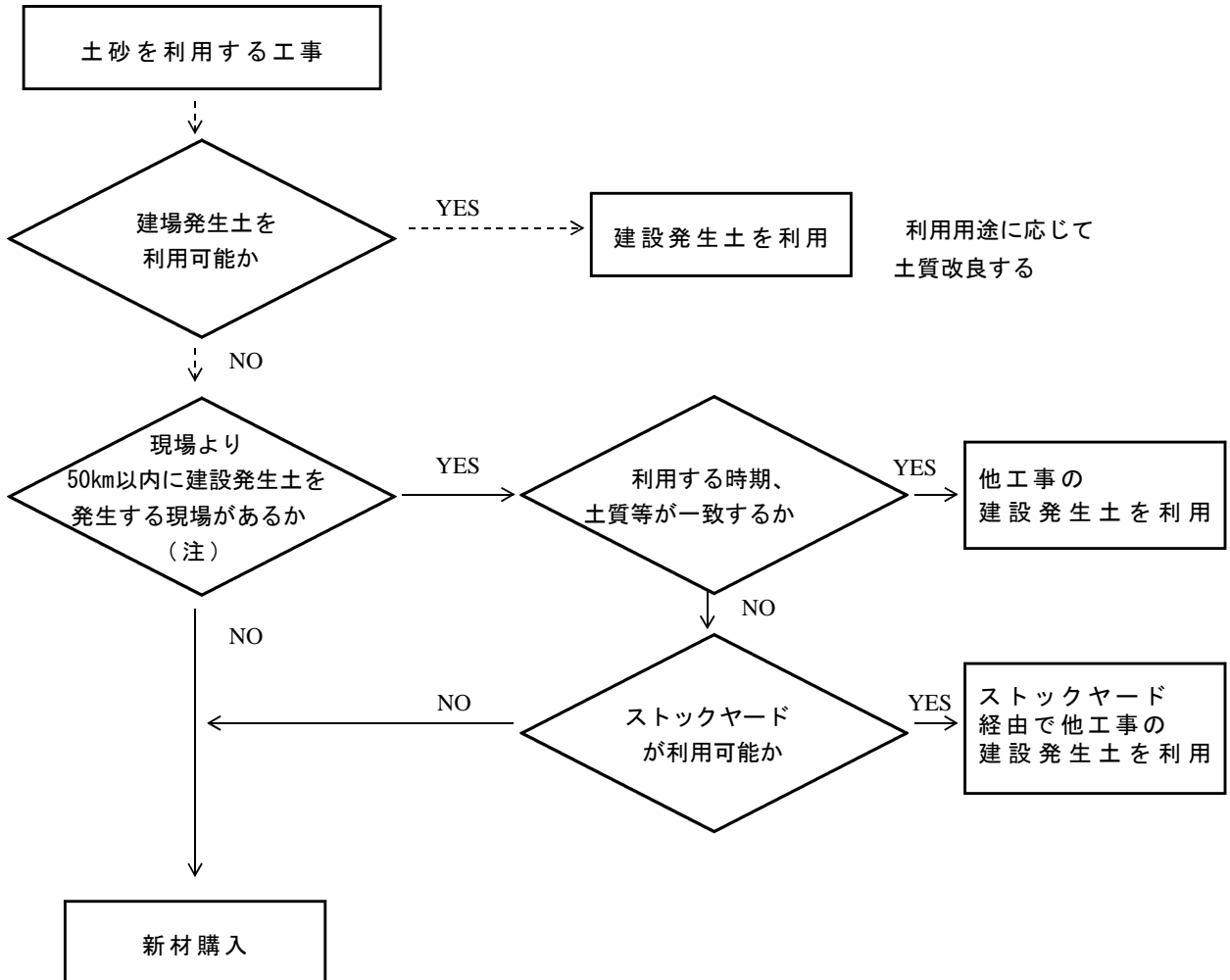
工事を計画する際には、発生抑制に関し検討するとともに、現場内での利用を徹底し、やむを得ず現場外へ搬出する場合は、他工事で利用することを基本とする。



注) このフローによる外、「建設発生土管理基準 (案)」を参照すること。

(2) 土砂を利用する場合

工事で土砂を利用する場合は、現場発生土を利用することを基本とし、現場外から調達する場合は、他工事の建設発生土を利用することを原則とする。



注) このフローによる外、「建設発生土管理基準 (案)」を参照すること。

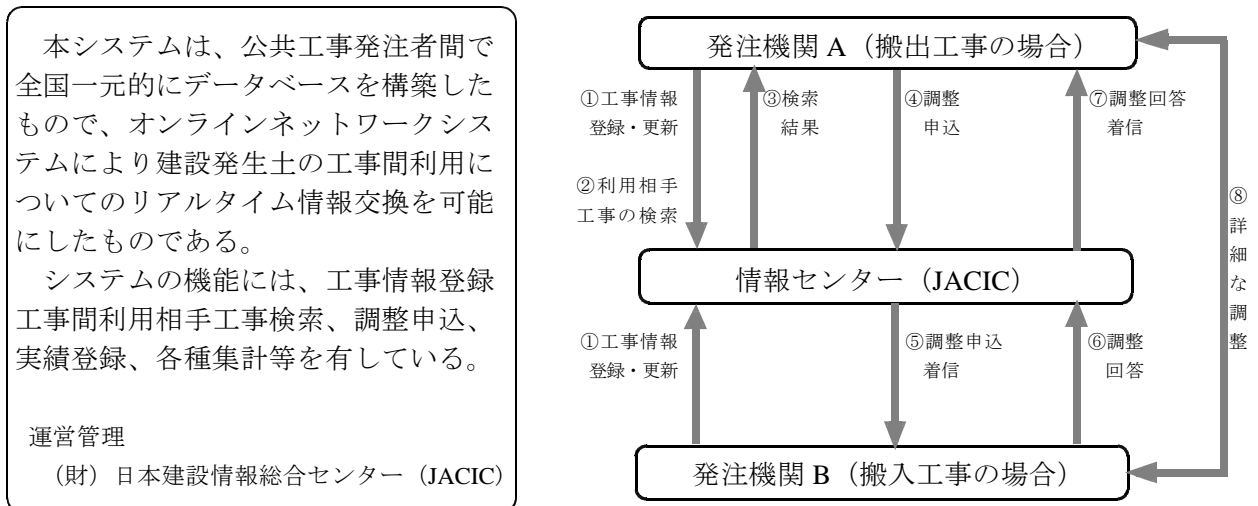
1. 2 工事間利用等

(1) 建設発生土の利用調整

建設発生土の利用調整を行うためには、搬出工事と搬入工事との施行予定情報の交換が必要となる。この施行予定情報については、建設発生土情報交換システムの利用や地区連絡協議会等を通じて情報を交換する。

(参考) 建設発生土情報交換システム利用フロー

(発注機関 A が発注機関 B に調整申込をした場合)



「建設発生土情報交換システム」の運用開始について 検指第 265 号平成 12 年 2 月 24 日付け通知

(2) 建設発生土の土質区分、環境基準

建設発生土の利用を促進するために、平成 6 年 7 月に建設省（当時）から発出された「発生土利用基準（案）について」の内容見直しが図られ、平成 16 年 3 月 31 日に通達：「発生土利用基準について」を発出しました。なお、「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人 土木研究センター 平成 16 年 9 月改 第 3 版）で運用を技術的に解説されている。

建設発生土の利用に際しては、特に、建設発生土の搬出工事側では、土質区分が可能となるよう、事前に土質調査等を行い当該工事の建設発生土の土質性状を把握しておくことが重要である。環境基準については、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 21）により土壌汚染の有無を判定する基準値（土壌環境基準）が定められている。

表 1.1 - 1 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 注1	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 注2	締固めた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒度	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

注 1：改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

注 2：1 層ごとの突固め回数は、25 回とする。

リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1) 建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の および の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の ~ のいずれかの方法をとる。

建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、 、 において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、 において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、 、 においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。